

**長門市こども家庭相談システム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

令和7年 2 月

長門市 健康福祉部 子育て支援課

1. 目的

本要領は、「長門市こども家庭相談システム導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

長門市こども家庭相談システム導入業務

(2) 業務内容

別紙Ⅰ「長門市こども家庭相談システム導入業務仕様書」に記載のとおり

※製品比較により契約する仕様書を最終決定する。

(3) 業務期間

導入期間 契約締結日 ～ 令和7年7月31日

運用期間 令和7年8月1日 ～ 令和12年7月31日

3. 提案上限額

システム賃借料 19,673,000円(60か月)(消費税額及び地方消費税額を含む)

システム保守料 6,798,000円(60か月)(消費税額及び地方消費税額を含む)

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること。なお、この金額にはリース料率を含むものとする。

※システム賃借料と保守料は個別に契約し支払いする。システム賃借料については、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とし、賃貸借契約の開始日及び終了日はシステム運用期間と同じとする。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 国税、地方税、租税が未納でないこと。又は滞納していないこと。
- (5) 長門市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (6) 長門市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

5. 選考スケジュール

実施内容	期日等
公募開始(HP掲載)	令和7年2月17日(月) ~ 令和7年2月21日(金)
質問書の受付期間	令和7年2月19日(水) ~ 令和7年2月21日(金)
質問書の回答期間	令和7年2月26日(水) ~ 令和7年2月28日(金)
参加表明書の提出期限	令和7年3月4日(火)正午まで
参加資格確認結果通知	令和7年3月13日(木)
企画提案書・見積書等の提出期限	令和7年3月19日(水)正午まで
プレゼンテーション審査	令和7年3月26日(水)
選定結果の通知・公表	令和7年3月31日(月)予定

6. 実施要領等の公表

令和7年2月17日(月)に本市ホームページに公表するので、参加申込書等公募に関する資料・様式類については、同ホームページからダウンロードすること。

【長門市ホームページ】<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/>

7. 提案に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年2月19日(水) ~ 令和7年2月21日(金)17時まで

(2) 提出方法

本提案に関する質問がある場合は、質問書(様式4)を電子メールにて提出すること。

件名を「長門市こども家庭相談システム導入業務プロポーザルに関する質問」とし、質問書送信後、電話で受信の有無を確認すること。

【電子メール】 kodomocenter@city.nagato.lg.jp

【電話】 0837-23-1187 (担当:子育て支援課 堤 または 岡)

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月28日(金)までにメールにて回答する。

8. 提出書類等

(1) 参加表明書の提出

本提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び参加資格要件等確認書(様式2)を、持参または郵送にて提出すること。期限までに参加表明書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

・提出期限 令和7年3月4日(火)正午まで(必着)

・提出先 〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

長門市子育て支援課（担当：堤 または 岡）

(2) 企画提案書、見積書等の提出

本提案への参加を希望する者は、次の書類等を持参または郵送にて提出すること。

提出書類名	提出部数
同種業務実績確認調書（様式3）	1部
提案書（様式5）	1部
経費見積書（様式6）	1部
（別紙2）長門市こども家庭相談システム機能要件一覧表	10部
企画提案書	10部（正本1部、副本9部）

・提出期限 令和7年3月19日（水）正午まで（必着）

・提出先 参加表明書の提出先参照

9. 提案書、見積書等の作成要領

- (1) 提案書は、別紙1「長門市こども家庭相談システム導入業務仕様書」に基づき作成すること。
- (2) 提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。
契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、本契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。
- (3) 提案に係る経費は、すべて提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (4) 提案書はA4版で作成し、様式は任意とする。
- (5) 提案書の内容は、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用すること。
- (6) 別紙1「長門市こども家庭相談システム導入業務仕様書」に記載のない事項であっても、本市または本事業に資する機能等については提案書に記載しても差し支えない。
- (7) 提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、提案書に記載された内容の追加・修正・削除は認めない。
- (8) 見積書は、別紙1「長門市こども家庭相談システム導入業務仕様書」に基づき、経費見積書（様式6）を作成すること。
- (9) 経費見積書（様式6）に計上した費用の積算根拠を提案事業者の任意様式で別添すること。

10. プレゼンテーション審査の実施

(1) 実施日

令和7年3月26日（水）（予定）

※プレゼンテーション審査の順番については参加表明書の提出順とし、実施の詳細については参加事業者に追って連絡する。

(2) 実施場所

長門市役所本庁舎 3階大会室1・2（山口県長門市東深川1339番地2）

(3) 実施内容

- ①一者につき、企画提案書説明・実機説明(30分)、質疑応答(20分)とする。
- ②プレゼンテーションに必要な機器のうち、プロジェクター、スクリーンについては市が用意し、パソコンその他必要な機器については参加事業者が用意すること。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明を行い、システム機能については必ず実機を用いて説明すること。ただし、外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて参加事業者が準備すること。

(4) 審査

- ①審査会において、事前審査(書類審査)によって評価された点数と、プレゼンテーション審査を点数化し、合計得点が最も高い上位一者を優先交渉権者として選定する。また2番目に得点が高かった者を、次点交渉権者として選定する。
- ②審査項目と配点内訳は別紙3「審査基準」のとおりとする。
- ③審査結果については、選定後速やかに全提案事業者に文書で通知するものとする。

11. その他

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。なお、辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

(2) 次のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- ①一者が、複数の提案を行ったとき。
- ②提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ③公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- ④見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積、または金額訂正した見積をしたとき。

(3) その他留意事項

- ①提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ②提案等その他関係書類の作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ③提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- ④提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑤本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用すること、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については守秘義務を課す。
- ⑥審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せも、応じないものとする。
- ⑦本提案システムの導入中に作成した報告書や、作業の過程で得た情報等は、一切の権利を含めて本市に帰属するものとする。

- ⑧提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑨提案事業者が一者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上